

平成 28 年 9 月 30 日

生命保険商品（特定保険契約）にかかる代理店手数料の開示等について

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、平成 28 年 11 月 1 日（火）より、お客さまにより適切に商品をお選びいただくため、下記の通り「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますのでお知らせします。

記

1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約）（※1）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提として開示いたします。

なお、保険代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまに商品をお選びいただく際に、判断材料の一つとしていただくため開示することといたしました。

（※1）特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には変額保険・外貨建て保険・市場価格調整機能を有する保険

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受け取る代理店手数料について、契約時に一括で受領する方式から「販売手数料（※2）」および「継続手数料（※3）」に分けて受領する方式に変更します。

（※2）販売手数料とは、募集時のコンサルティングの対価として受領する手数料

（※3）継続手数料とは、アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料

以 上